

<売上が減少した事業者様>

①事業復活支援金（国）

給付対象者: 新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

申請受付期間: 1月31日の週から通常申請の受付開始予定（特例申請は2月中旬に受付開始の見通し）

給付額（上限額）: ※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高1億円以下※	年間売上高1億円超～5億円※	年間売上高5億円超※
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

算出式: 給付額 = (基準期間*¹の売上高) - (対象月*²の売上高) × 5

*¹ 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間
（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

*² 2021年11月～2022年3月のいずれかの月
（基準期間の同月と比較して売上が50%以上または30%以上50%未満減少した月であること）

【お問い合わせ先】

・申請者専用 TEL:0120-789-140
・登録確認機関専用 TEL:0120-886-140

利用時間: 8:30～19:00
(土日・祝日を含む全日対応)

事業復活支援金HP



<融資を必要とされる事業者様>

②短期事業資金(コロナ枠)（県）

- ◆国や県が交付する新型コロナウイルス感染症関連の補助金等が交付されるまでの短期間に資金が必要となる場合に利用可能
- ◆当初、借入にかかる保証料の負担は不要（保証料を県が全額負担）

【借入申込先およびお問い合わせ先】 各県制度融資取扱金融機関

短期事業資金
セーフティネット資金HP



③セーフティネット資金(コロナ新規枠・コロナ借換枠)（県）

- ◆借入希望額が4,000万円以内で、伴走支援型特別保証を受けることができる場合に利用可能
- ◆セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用を受けた中小企業者等が一定の要件を満たす場合、国から保証料補助を受けることで実質的に保証料率を年0.2%にできます。

【借入申込先およびお問い合わせ先】 各県制度融資取扱金融機関

※その他滋賀県の融資制度については上記QRコードを読み取るか「滋賀県 コロナ融資」で検索

ワンストップ相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者のみなさまを対象に、行政書士が電話相談・訪問支援を行います。（相談無料）

電話番号: 077-525-5670 利用時間: 9:00～17:00(土日・祝日を除く)